

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の種類	
260425003	26年3月13日	26年4月10日	26年4月25日	省エネ法に基づく(主務大臣への報告、地方自治体の地球温暖化対策条例等に基づき)省長への報告の一元化	【先の回答に対する再提案】 「規制/制度改革に係る方針」(2011年4月8日閣議決定)に基づき、事業者負担の軽減に向け、引き続き、自治体への働きかけを行うべきである。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	対応	条例に基づく報告制度は地方自治体に基づき(自治事務として制定されていることから、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化は困難であるが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例の制定又は改正を行うこととする自治体について、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう、今夏までに要請します。	
260425004	26年3月13日	26年4月10日	26年4月25日	地下水の熱利用に向けた規制の改善	「規制緩和により指定地域内において地下水の採取量が増加すると地盤が沈下し災害が生ずるおそれ」とあるが、地盤沈下に関する予測技術(地盤の弾性係数の利用など)の活用により、地下水の熱利用実施可能な地域や地層を選定するとともに、適切な仕組み(地盤沈下に関するリスクアセスメント手法、地下水等のモニタリング・適用管理方法、行政への定期報告の実施)を構築すれば、地盤沈下による災害の発生を防止できるのではないかと、既にオランダ等の海外では、地下水の熱利用に関する法制化が進み、数多くの実績がある。 そこで、我が国においても、大規模な省エネルギー・電力負荷平準化が期待できる地下水の熱利用を推進するため、地盤沈下に関する予測技術の活用により、実施可能な地域や地層において技術上の基準を改善するとともに、リスクアセスメント等の適切な仕組みを構築するよう、早急に検討を行うべきである。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	「工業用水法(環境省・経済産業省共管)政令で定める地域内で吐出口の断面積が6cm ² 以上の排水機を用いて工業の用に供するため地下水の採取を行うおうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。」 「工業用水法及び建築物用地下水の採取に関する法律(環境省)(通称:ピル用水法)」政令で定める地域内で吐出口の断面積が6cm ² 以上の排水機を用いて建築物用地下水の採取を行うおうとする者は都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項)の指定都市区域内にあっては、指定都市の市長の許可を受けなければならない。」	対応不可	工業用水法及び建築物用地下水の採取に関する法律に定める指定地域は、工業用水法第3条第2項、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第3条第1項に基づいて既に地盤沈下が生じている地域等が指定されており、その指定地域における地下水の採取の許可に係る技術的基準は各々の施行規則により定められております。 提案内容中の「地盤沈下に関する予測技術の活用により、実施可能な地域や地層において技術上の基準を改善するとともに、リスクアセスメント等の適切な仕組みを構築するよう、早急に検討を行うべきである。」とあります。しかし現状では、地盤沈下は一度生ずると回復困難であることを踏まえて、既に地盤沈下が生じている地域等における地下水の採取に係る基準を定めており、当該基準を緩和することは困難であることから、当該基準の枠組みの中で地下水の熱利用を推進していくことが適切であると考えます。	
260516012	26年3月13日	26年4月10日	26年5月16日	バイオマス発電の普及に向けた再生利用認定制度の対象範囲拡充	【先の回答に対する再提案】 「この優先順位に沿った処理が確保できなくなるおそれ」とあるが、全ての熱回収を再生利用認定制度の対象とするのではなく、経済的でありかつ環境への負荷も少ない場合に限れば、問題ないのではないかと、熱回収に伴う有害物質対策は、日常的・地域的監視が必要とあるが、例えば、バイオマス発電であれば、電気事業法や大気汚染防止法の対象となるため、有害物質対策は十分行われると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、当該認定を受けた者については廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置業の許可を不要とするものです。 本制度の対象となる再生利用の目的の基準には「受け入れる廃棄物を主として燃料として使用する」とを目的とするものでないこと、「燃料として使用される再生品を得るためのものでないこと」と規定しています。	対応不可	廃棄物の処理については、その業を行うこと及び処理施設を設置することをそれぞれ一般的に禁止した上で、一定基準に適合すると認められる場合に限り許可することにより、適正な処理を確保し、もって生活環境の保全を図っています。 この本来必要な許可を不要にする例外措置である再生利用認定制度で過去に認定しているものは、廃ゴムタイヤ、廃肉骨粉、スーパ-廃防染造に係る建設汚泥の処理等であり、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するために特に必要と判断されたものを、国の施策として特別に認定しています。 御指摘のバイオマス発電については、再生利用が進んでいないなど、上述した必要性が生じていると書えない状況であるため廃棄物処理法にのっとり事業を進めていただくことが適切であると考えます。 なお、循環型社会形成推進基本法で廃棄物処理に優先順位を付けているのは、循環資源としての活用を図ることに伴って環境への負荷を低減する必要があることに加え、できる限り広範な利用が行われなければならないためです。再生利用認定制度は、この趣旨を踏まえ、対象を再生利用までとして、熱回収は対象外としていることと、 以上のことから、熱回収を本制度の対象とすることは困難です。	
260516013	26年3月13日	26年4月10日	26年5月16日	火力発電所等における環境影響評価手続の簡素化	【先の回答に対する再提案】 政府回答は「既存の敷地内」に希少動植物が生息する場合を懸念しているが、火力発電所リプレースは既存の敷地内での事業であることから、事業者が敷地内の希少動植物について情報を保有している可能性は高く、また、必要に応じて容易に敷地内の調査を実施できるため、希少動植物に著しい影響を与えるおそれはないと考えられる。 また、「騒音等の工事に係る影響に関して適切な配慮」については、火力発電所リプレースは既に事業を実施している敷地内での工事であり、従来からの環境保全措置(低騒音型の建設機械の使用等)にて対応が可能であるため、著しい環境影響が発生するおそれはないと考えられる。 加えて、長年にわたる既設発電所の運転を通じて地域のコミュニケーションは普段から充分に図られており、火力発電所リプレースに際しても、そのコミュニケーションを通じてのスムーズなコミュニケーションを図ることができる。 以上のことから、環境負荷が低減され、土地改変も限定的な火力発電所リプレースについては、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれ」がないため、環境影響評価手続の対象外にすべきである。しかし、仮に全ての環境影響評価手続を対象外にできないとしても、配慮書・方法書手続については対象外とし、地域住民や関係自治体等からの意見については配慮書手続等により反映するよう、手続の大幅な合理化を行い、環境影響評価手続を迅速化するべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者が、その事業の配置、構造、位置、規模を決定する段階で、事業計画の複数案を設定した上で、環境へ及び「重大な影響」について比較評価することにより、国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	対応不可	環境への影響の有無は調査、予測、評価の結果から判断するものであり、調査が容易であることをもって、著しい環境影響を与えるおそれはないと結論づけることはできないと考えます。なお、既存データを有していることや、調査が容易であること、環境調査の簡便化(騒音)の結果として環境影響評価期間を短縮することができるなどと考えます。 また、そもそもリプレースであってもその後の約40年という長期間に渡り環境への負荷を与える施設であることに変わりなく、著しい環境影響が発生するおそれがないように対応できるかを改めて環境影響評価において確認することが必要と考えます。なお、工事に係る影響に関しては、敷地内の工事影響を評価するだけでなく、工事に伴い発生する道路沿道環境に与える影響なども評価する必要があります。リプレースであることと理由を著しい環境影響はないと判断することではできないと考えます。 地域住民とのコミュニケーションが重要であることは当然のことですが、環境情報、地域の住民に開かれた、環境の保全に関する調査研究を行っている専門業者等の広い範囲にわたって所有されているものであり、環境影響評価法の意見聴取の目的は、それら地域的能力を限らない有益な環境情報手続の段階を経て収集することにより、可能な範囲で環境を改善することです。このように事業者・国の調査期間を短縮し、自治体にも調査期間の短縮を求めたいという考えは、環境省が作成している「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」について、を活用することにより、調査・予測・評価に係る期間を一定程度短縮することが可能です。また、国の調査期間を短縮し、自治体にも調査期間の短縮を求めたいという考えは、このように事業者・自治体が一体で取り組むことにより、これまで3年程度要していた手続を最大1年強まで短縮することを日本再興戦略に盛り込み、閣議決定していますので、事業者がわかればとも本取組への御協力をお願いします。	
260516014	26年3月13日	26年4月10日	26年5月16日	火力発電所等における配慮書手続の簡素化	【先の回答に対する再提案】 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省)のP6～10では、配慮書作成にあたっての留意点が整理されており、すでに合理的な配慮書作成に活用しているところ。しかし、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議中間報告」(平成24年11月27日環境省・経済産業省)P4において「配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図るとされているもの、火力発電所リプレースの特性を踏まえた配慮書手続について具体的な審査の迅速化を図ってほしい」とあり、その迅速化に関する具体的な方策を明確にすべきである。 配慮書段階での住民意見聴取等の手続については、努力義務であり行政法上も省略し、国への配慮書送付のみとすることが可能であるが、国が省略の考え方について整理・明文化することで、関係者にとって、よりわかりやすい制度となる。その結果、アセス手続期間のさらなる短縮が可能となり、環境負荷の低減に資する火力発電所リプレースの速やかな実施につながる。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者が、その事業の配置、構造、位置、規模を決定する段階で、事業計画の複数案を設定した上で、環境へ及び「重大な影響」について比較評価することにより、国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	検討を予定	配慮書に関する迅速化の具体的な方策を統一的に示すには、情報収集やある程度の事例の積み重ね及びそれらの検証が必要となつてきますが、これまでに火力発電所リプレースの配慮書事例がいくつかある。まずは個別案件に、可能な範囲で迅速化に取り組んでほしいと考えています。なお、事業者がわかればとも、明確化のための情報収集に際し、情報提供の御協力をお願いします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
260530013	25年10月16日	25年12月6日	26年3月31日	容器包装リサイクル法における量・比率等算出のための調査方法の見直し	<p>[要望の具体的内容] 容器包装利用・製造等実態調査(経済産業省・農林水産省実施)にあたっては、各事業者に調査票記入を求めるのではなく、(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会が把握する各事業者の実績値(排出量等)を確認すべきである。 [規制の現状と要望理由等] 容器包装リサイクル法に基づく(特定事業者は、毎年(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会)に対して、用途ごとの容器包装使用想定量を基に再商品化の委託申請を行い、実績値確定後、精算を行っている。 さらに、毎年7月を目途に、所管省庁合同で行われる「容器包装利用・製造等実態調査」において、再度用途ごとの容器包装使用量を報告している。 <要望理由> 特定事業者としては、日本容器包装リサイクル協会への委託申請・精算ならびに容器包装利用・製造等実態調査への回答、という形で手続き上重複が発生している。 <要望が実現した場合の効果> 日本容器包装リサイクル協会への委託申請時に、「量・比率等決定のため、国へ使用量等のデータを共有する」旨の項目を新たに設けて、各事業者に確認すれば、調査自体が不要となる。 これにより、国・事業者とも手間・コストを削減することが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省	容器包装利用・製造等実態調査は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条から第13条までに基づく(特定事業者の再商品化義務総量・集積別比率等を主務大臣が定める際に必要な基礎資料を得るため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への委託申込み時に記載されない)容器包装を利用した商品の販売額や業務用出荷商品に用いた容器包装の量等についても調査する必要がある。また、特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量等の拡大推計のため、特定事業者に該当しない者(容器包装を利用・製造等していない者、小規模事業者)にも調査を行う必要があるため、仮に御提案のとおりとした場合にも調査自体は不要といたしません。	事実認識			
260530014	25年10月16日	25年12月6日	26年5月30日	環境アセスメントの迅速化	<p>[要望の具体的内容] 風力・地熱発電に係る環境影響評価の申請期間の短縮化のため、例えば、以下の措置を求める。 調査の実施期間を前倒し、他の手続と同時並行で進める。 調査結果の審査は、国と自治体が合同または並行して実施し、さらに、住民への縦覧・意見集約も並行して実施する(地熱の場合、工事等の申請・審査を、環境省、自治体及び森林管理期(書)で並行して実施する)等の合理化を行う。 配慮書は、最善案のみの提示も容認する。 数値シミュレーションにより風速実験を不要とする。 モデル事業を含む既存データのデータベースを整備し、審査の迅速化とともに、過去の調査と重複する内容は再調査を不要とする。 [規制の現状と要望理由等] 現行の規制では環境影響調査は3～4年要する。長期に及ぶ手続は事業者に大きな負担を課しており、風力・地熱発電の導入を阻害する要因となっている。また、行政効率の観点からも不合理である。この点、以下の理由で合理化・迅速化が可能であるため、要望の通り見直すべきである。 現状は環境影響調査と同時並行での手続(配慮書手続、試験井掘削(試験の実施等)が認められていない。しかし、審査は手続開始前に着手し、手続と同時並行で進めることが可能である。 調査結果の審査の流れは、例えば、縦覧等(行政機関が審査開始)、国と自治体が審査会を別々に開催(知事意見聴取、環境大臣の意見聴取が順次行われる。また、地熱発電の工事等の申請・審査は、規模によっては、森林管理期(書)の手続と自治体の同意が必要となる。このような手続きの一部については、合同または並行して実施可能である。 配慮書は、発電所建設について複数案の提示が要求される。しかし、特に地熱発電の場合、もともと地理上の理由で建設可能な場所が限られるため、複数の案を提示すること自体が現実的でないケースが多い。こうした場合には複数案よりも最善案を提示することが合理的と考えらる。 地熱関係の要件である低化水質の低放射率評価値は、現在は風速実験により評価している。この点、排出ガスの大気拡散シミュレーション技術が確立され、規定の精度を満たす精度で予測可能と認められる場合には、風速実験を省略し得る。 調査評価項目及び範囲の設定に、過去の調査と重複する内容が認められる場合であっても再調査を実施している。例えば、モデル事業等のデータ活用や既存データのデータベース化などで効率的にデータが利用できれば、審査の迅速化や、本来は不要である重複調査の省略が可能であると考えらる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省、経済産業省、環境省	国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第40号)第14条の規定により、国有林野を借り受け、又は使用しようとする者は、申請書の氏名、名称、借り受け、又は使用しようとする国有林野の所在、面積、目的、期間等を記載した申請書を森林管理官長に提出することとしている。 国有林野の貸付及び使用の手続については、地熱エネルギー開発に限らず再生可能エネルギー開発は、事業実施まで長期間を要することから、期間短縮、事業者の負担の軽減等の観点から事業者の計画等の進捗状況に合わせた対応を行っているところである。	国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第40号)第14条	地熱エネルギー開発に関係し得る許認可・手続には、国有林野を借り受け、又は使用するために権利設定を行うための手続、森林法や自然公園法に基づき(許認可のほかにも、他法令に基づく土地開発規制が多くあり)、開発計画の内容や進捗状況に応じて、法令、その許認可・手続を要する。そのため、関係する全ての許認可・手続の窓口を統一に一本化することは困難と考えておりますが、手続期間の短縮や審査の効率化を図るために、許認可・手続に関係する国や都道府県の関係者が一面揃って集まり、開発計画の御説明を受ける。又は許認可・手続について御説明差し上げる場を設ける等の御提案については、開発計画ごとに御相談させていただきますので、事前に森林管理官等に御相談願います。	事実認識	
260620008	26年4月29日	26年5月14日	26年6月20日	汚染土壌処理業における人的要件の緩和	<p>汚染土壌の処理を推進するため、汚染土壌処理業の確保が望まれるが、汚染土壌処理業の許可の基準では、公害防止管理者や技術士の配置が規定されており、その人材の確保は、困難であり、新規業者の参入の障壁となっている。そのため、省令にある公害防止管理者や技術士と同等以上の知識を有すると認められる者に、同等の役割を実施することが可能な「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき(技術管理者の有資格者を含めては)い、また、汚染土壌処理施設の立地処理施設は、廃棄物処理法の最終処分場である場合が多く、廃棄物処理施設の技術管理者が、「汚染土壌処理施設の公害を防止するための知識を有する者」とすることが合理的である。</p>	個人	環境省	土壌汚染対策法第22条において、汚染土壌処理を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨を規定している。そして、汚染土壌処理が確実に実行されることを担保するため、その許可要件として、汚染土壌処理施設に関する基準と申請者の能力に関する基準を定めています。このうち、申請者の能力に関する基準において、汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として、公害防止管理者や技術士、それと同等以上の知識を有すると認められる者を処理施設に配置することとしています。	土壌汚染対策法第22条 汚染土壌処理業に関する省令第4条第2号	御提案のあった「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく(技術管理者が、必ずしも一般に汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有するとは言えないため、当該技術管理者を「汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者」として取り扱うことはできないと考えます。	対応不可	
260711003	26年3月13日	26年4月10日	26年7月11日	石炭灰の輸出に関する審査基準の緩和(考え方の見直し)	<p>石炭灰について、輸出できず結果的に最終処分につながってしまうよりも、輸出先において再生利用されることが確実で、かつ相手国における環境法令を遵守する場合は、我が国の処理基準に準じた審査をすることは国際的な資源節約的かつの推進という観点から合理的ではないため、輸出を認める方が良いのではないかと。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物を輸出しようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第15条の4の7に基づき、環境大臣の承認を受ける必要があります。具体的には、廃棄物処理法第15条の4の7第1項に基づき、環境大臣は、次の要件等に該当するものであることについて、確認することになります。 輸出の相手国において再生利用されることが確実であること 国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること 申請者が法的な処理責任を持った者(産業廃棄物・事業者(自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。))又は、都道府県及び市町村)であること。 平成25年5月に閣議決定した「第三次循環型社会形成推進基本計画」においては、石炭灰などの循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認をいっかつ、手続の迅速化を講じること等により、輸出の円滑化を図ることとしています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の7 同法施行規則 第12条の12の25 一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の承認に係る審査基準等(環境産廃発 050307001号)	「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。	検討を予定	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
260711011	26年5月12日	26年5月30日	26年7月11日	遺伝子治療におけるカルタヘナ法「第一種使用等」の規制緩和を求める	<p>[提案内容] 非増殖性又は制限増殖性のウイルスベクターを用いる遺伝子治療は、生物多様性に対して影響を及ぼすおそれ極めて少ないため、生物多様性を確保するというカルタヘナ法認定書やカルタヘナ法に照らし、第一種使用等等の規制対象から外すべきと考える。</p> <p>[背景] 1 第一種使用規程の申請から承認までには通常6か月を要しており、開発・産業化のスピードに合致していない。また、この第一種使用規程は「ヒトへの使用」に限定しており、例えばヒトへ使用される組換えウイルスの活性測定などの検査等については、さらに別途検査を実施する旨施設に第二種使用規程申請を要し、事務作業が極めて煩雑である。</p> <p>2 先端医療に関わる新技術に対しては、その対応の遅れが生じる。 3 主要国(米国等)にカルタヘナ法認定書を批准していない国があり、さらに批准している大部分の国でも日本のように本認定書に基づき「遺伝子治療に対する規制は無く、先端医療分野における国際的な調和を齎すことが極めて困難である。</p> <p>4 遺伝子治療用ウイルスベクターのほおんどを占める「非増殖性又は制限増殖型ウイルスベクター」は、本来ヒトへの安全性を向上させるための遺伝子組換えが行われている。すなわちその正常組織で増殖しないため他人や他の動物への伝播の可能性が極めて低いウイルスベクターを用いる遺伝子治療に「第一種使用等」の規制を行うことは過剰な規制ではないとの議論がある。</p> <p>5 日本の遺伝子治療臨床検査の実施に関わる他の規制として、臨床研究では「遺伝子治療研究に関する指針(2002年3月27日文科科学省・厚生労働省告示第1号、2004年全部改正、2008年一部改正)」、薬事法における治療では「遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性の確保に関する指針(厚生省薬務局長通知薬発第162号1995年11月15日、2002年、2004年一部改正)」があり、ウイルスに限らずすべての遺伝子治療の臨床試験の開始に先立って規制当局の確認を受ける必要がある。したがって、ウイルスベクターの遺伝子治療ではかかる「第一種使用規程」の承認と一部重複した審査が必要となっている。</p>	日本遺伝子治療学会	厚生労働省 環境省	カルタヘナ法は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ法認定書(以下、「認定書」といふ。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として策定された法律です。カルタヘナ法第3条第1項において、「生物」とは一部の細菌、細胞群を構成しているものを除く。又は細胞群であって核酸を移転し又は複製する能力を有するものとして主務省令で定めるもの、ウイルス及びウイルスと定義されていることから、増殖性の有無(増殖性、非増殖性又は制限増殖性)にかかわらず、法及び主務省令で定める技術の利用により得られた核酸等を有するウイルスであればカルタヘナ法の適用下となります。当該ウイルスを用いた遺伝子治療については、投与を受けた被験者の分泌体からウイルスベクターが環境中へ拡散することを完全に防止することは現実的には困難であり、第一種使用等として取り扱われています。なお、提案の背景として、遺伝子治療臨床研究における第一種使用規程に係る審査期間の長さが指摘されていますが、当該期間には第一種使用規程に係る審査期間のみでなく、主として「遺伝子治療臨床研究に係る指針」に基づく臨床研究としての妥当性を評価するためのものです。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二条第1項	対応不可	カルタヘナ法の規制の対象となる「生物」の定義は、認定書3条に定められている生物の定義と同様の規定であるため、法及び主務省令で定める技術の利用により得られた核酸等を有する非増殖性又は制限増殖性のウイルスベクターについては、規制の対象から除外することは困難です。
260711019	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	家電リサイクル金の前払(小売価格への転嫁)の転換	<p>(1)提案内容 いわゆる家電4品目のリサイクルについては、排出者が「排出時」に負担することになっているが、これを「新品購入時」に変更していただきたい(自動車/パソコンと同様とする)。具体的な案としては、メーカーが家電リサイクル費用を製造コストとして上乗せして価格設定を行い、あわせて製品に家電リサイクルマークを付し上で流通に出すといった案が考えられる。</p> <p>(2)提案理由 「排出時」の排出時の費用負担となっていることにより、排出者の費用負担に対する心理的ハードルが高く、不法投棄・不適正処理を助長する。これを前払いとしてサングコスト(回収不能の埋没費用)とすることにより予防が期待できる。</p>	一般社団法人日本フロンテックイニシアティブ協会	経済産業省 環境省	排出者(消費者)が特定家庭用機器廃棄物を排出する際に、リサイクル料金を製造業者等に支払っています。	特定家庭用機器再商品化法第十二条、第十九条	検討に着手	「リサイクル費用の回収方式」については、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討委員会合同会合において、考え得る様々な方式のメリット・デメリット、論点・課題を示して議論を行っているところであり、その議論等を踏まえ、適切に対応してまいります。
260818006	26年5月16日	26年6月24日	26年8月18日	食品リサイクル・ループ認定要件の緩和について	<p>食品リサイクル法の改正により、食品リサイクル・ループの認定を受ければ、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となり、自治体の枠を超えた広域的な回収が可能となった。しかし、CVSなどでは、商品の入れ替わりが激しい中でリサイクル品、飼料を使用して生産されたものもを継続的に使用・販売することが困難であるため、実際に食品リサイクル・ループを構築している会社は非常に少ない。</p> <p>そこで、確実な食品リサイクル製品の使用が担保されていることを前提として、ループではな(ワンウェイ)でも認定が受けられるよう検討願いたい。これにより、一般廃棄物収集運搬業の許可がなくとも広域的な回収が可能となれば、食品リサイクル率の向上に繋がると考える。</p>	(一社)日本フロンテックイニシアティブ協会	農林水産省 環境省	リサイクル・ループ認定制度は、食品循環資源を発生させる食品関連事業者、食品循環資源の再生利用を実施する再生利用事業者、また、製造された再生利用製品を利用する農林漁業者等の3者が連携し、再生利用製品(肥料)の利用により生産された農畜水産物等の利用までを含めた計画について、その申請に基づき主務大臣が認定を行うものである。認定を受けた場合には、食品循環資源の回収運搬について、一般廃棄物の収集運搬に係る廃棄物処理法上の許可が不要となります。	食品循環資源の再生利用等に関する法律第19条	対応不可一部、現行制度下で対応可能	食品循環資源の収集運搬から最終製品の利用までを含めたリサイクル・ループが構築された場合のみ廃棄物処理法上の特例が設けられているのは、食品循環資源を発生させる食品関連事業者が再生利用製品を利用して生産された農畜水産物等の利用を確保する場合には、再生利用により得られた肥料が利用されないこと等により生活環境保全上の支障が生じないよう適正に管理されることが期待されるからです。ご提案頂いているワンウェイの計画の詳細は承知していませんが、現行の制度でも、計画に参加した全ての食品関連事業者が食品循環資源を排出し、一部の食品関連事業者が特定農畜水産物等を引き取る計画や、一部の食品関連事業者が食品循環資源を排出し、一部の食品関連事業者が特定農畜水産物等を引き取る計画も対象となっているため、個別の計画ごとに窓口にお問い合わせください。
260818012	26年6月20日	26年7月16日	26年8月18日	建設工事における発注者による資源の有効利用	<p>[先の回答に対する再提案] 「当該物が廃棄物ではないと判断するのであれば、当該物を発注者が利用することは可能」とあるが、当方が求めているのは、廃棄物とみなされない物についての特例である。例えば、発注者が処理業の許可を得て廃棄物を処理委託している場合、自工場の工事から発生した廃棄物であれば、自社廃棄物として処理委託等の手続きなく扱うことはごく「自然な行為」と考えられる。</p> <p>また、同一発注者が区別している工事(複数の元請業者が参画)において、同一の廃棄物(例：がれき類、汚泥等)が発生する場合には、処理業の許可を持たない発注者が、一台の機械を設置し自ら処理(がれき類であれば破砕、汚泥であれば脱水)することにより再活用が可能になるケースもある。これを発注者による自ら処理として扱わない場合、元請業者ごとに機械を設置し自社処理することとなり、極めて効率となる。</p> <p>これらについて、発注者による自ら処理と解釈する手段を設けることで、廃棄物の効率的な再利用につながることを。 </p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3において、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、排出事業者としてその処理の責任を負うこととされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の第1項	現行制度下で対応可能	建設工事は、注文者や元請業者、下請業者等、多数の関係者が存在し、廃棄物の排出事業者責任の所在が曖昧になりやすいという性質を有しています。したがって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3において、こうした性質等を踏まえ、責任の所在を明確化・一元化する観点から、元請業者が排出事業者責任を負うこととされているのであり、御提案のような例外を設けることは困難です。なお、現状の法制度上においても、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において平成16年度中に講ずることとした措置(「廃棄物処理法の適用関係」について)(通知)」、(環境省発第050325002号)の第3において示されている条件により、元請業者の自ら処理という扱いの下で、注文者が元請業者の廃棄物を処理することが可能であると考えます。
260818013	26年6月20日	26年7月16日	26年8月18日	広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用	<p>[先の回答に対する再提案] 「自社製品を納入した廃りに限定した運用を行っていません」とあるが、地方環境事務所等においてはそのような理解がなされていないのが実状である。本回答の内容を通知・会議等で周知すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	広域認定制度は、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者(製造事業者等)を認定することにより、廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)に関する地方公共団体ごとの許可をその委託を受けて処理を行う者を含めて不要にする制度です。 <p>広域認定制度における廃棄物の収集運搬では、広域的処理の内容の基準、広域的処理を行うおとす者の基準及び広域的処理の用に供する施設の基準にそれぞれ適合しているものと認定された場合には、廃棄物の収集運搬を行うことができるため、自社製品を納入した廃りに限定した運用を行っていません。廃棄物の収集運搬の許可を有している収集運搬業者も、上述の基準に適合する場合は、広域認定制度において廃棄物を収集運搬することが認められています。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3、第15条の4の3、同法施行規則第5条の15、第8条の16、第12条の12の10、第12条の12の11	現行制度下で対応可能	広域認定制度については、認定業者への立入や申請書類の審査等において、地方環境事務所との連携は欠かせなく、法解釈について随時周知・徹底及び情報共有を図っているところです。各地方環境事務所にご提案の内容について確認したところ、制度を誤解して相談者に対応した事実を確認できませんでした。相談者への説明において制度の趣旨が正確に伝わっていないことも考えられるため、引き続き、丁寧な対応を徹底するよう周知してまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
260818014	26年6月20日	26年7月16日	26年8月18日	土壌汚染対策法の形質変更時届出区域における法追加	【先の回答に対する再提案】 特定の新設の工法の施行基準適合は各自治体の判断によることと回答されているが、実態として、ガイドラインに記載されていない工法は認められていない。 ガイドラインに記載されている代表的なケース以外の施工方法であっても基準を満たしている方法については積極的に認めることを自治体に周知すべきである。例えば、アースドリル工法でも、掘削作業時に安定液を地盤の土質構成に基づいて適切に配合し、排水管理を適切に行うことで、安定液の滲透機構を調整し安定液の作用により汚染拡散防止を図ることが可能であり、施行規則第53条2項で定められている「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」を満たしている。 加えて、自治体における法の適用状況を環境省が的確に把握していることが懸念されるため、ガイドラインに未掲載の工法がどの程度認められているかを把握するための調査を行うべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	形質変更時届出区域における土地の形質の変更を行う場合の施工方法の基準は下記のとおりです。 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が当該形質変更時届出区域内の帯水層に接しないようにすること。 土地の形質の変更を行った後、法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同様以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。	土壌汚染対策法第12条及び施行規則第53条	対応不可	先の回答のとおり、ガイドラインには形質変更時届出区域における土地の形質の変更の施工方法について代表的な工法を記載しており、個別の工法の施行基準適合は事案に応じ、各自治体が適時適切に施行者と協議の上、判断していることとす。したがって、形質変更時届出区域における土地の形質の変更を行う場合の施工方法の基準を満たしているのであれば、個別の工法に即行することおそれるものではありません。 また、自治体における法の適用状況に関しては、形質変更時届出区域における土地の形質の変更に係る施工方法について、ガイドラインに未掲載の工法を含め、自治体の適用状況の確かな把握に努めてまいります。	
260818015	26年6月20日	26年7月16日	26年8月18日	土地の形質変更時届出区域の届出の簡素化	【先の回答に対する再提案】 事前に包括的な工事内容を届出した上で、突発的な事象が発生した場合に限り、届出をせずに工事に着手するとともに事後的に届出をすることを認める運用とすべきである。 「土地の形質の変更に伴い土壌汚染が周辺地域に拡散するおそれがあるため、14日前までの届出を不要とすることは困難」と回答しているが、配管の経年劣化で突発修理が出来なければ、水が漏れ出した時に土壌汚染を拡大する可能性が大きくなるため、例外的に事後的に届け出をすることを認めるべきである。 指摘されている「汚染の拡散をもたらさない方法(環境省告示第53号)」を実施するためには大規模な工事が必要であり、事前に工事を実施しなければ緊急時に迅速に対応することができないのが実情である。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	形質変更時届出区域において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施工方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないが、次に掲げる行為については、この限りではありません。 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの 形質変更時届出区域が指定された際既に着手した行為 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	土壌汚染対策法第12条、施行規則第48条・50条・53条	対応不可	土地の所有者や施行する事業者は、形質変更時届出区域において土壌の汚染拡大につながるおそれのある配管の経年劣化による漏水等の事象が起こらないよう必要な管理を行うことがまず求められると考えられます。 また、事前に包括的な工事内容を届出するという提案の具体的な方法は不明ですが、ご提案の方法は、規則第53条の基準を満たすかどうかの確認のため必要となる規則第48条の届出内容を満たすことは困難と考えられます。 なお、突発的な工事等においても、規則50条の規定により、通常の管理行為等(面積が10平方メートル以上の場合にあっては深さ30センチメートル未満、面積が10平方メートル未満の場合にあっては深さ3メートル未満)であれば届出無しに対応することが可能です。	
260818016	26年5月16日	26年6月24日	26年8月18日	容器包装リサイクル法の見直しについて(特定事業者の再商品化契約について)	再商品化委託料などについては、製造メーカーの上流でまとめて支払い業務を行い、流通段階において価格に転嫁する方法に変更していただきたい。 これにより、複雑な手続きや容器包装利用の未払い事業者への対応が不要となる。 一つの容器包装に対して、製造メーカーや小売業者など、複数の事業者からそれぞれ支払いを行う仕組みは複雑であり煩雑である。正確な再商品化委託料などを確実に徴収するためには、(公財)日本容器包装リサイクル協会への支払いが製造メーカーが行い、小売業者などは商品(容器包装種類など)を仕入れた時点で委託料などの支払いが完了する(価格に含まれている)という方法が、効率的であり透明性があると考えます。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省 環境省	容器包装リサイクル法では、第11条から第13条までに特定事業者の再商品化義務が規定されており、第14条に基づき、特定事業者は再商品化義務の全部又は一部の再商品化について指定法人と再商品化契約を締結し、当該契約に基づき自らの義務を履行したときは、委託した量に相当する量について再商品化をしたものとみなされます。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条、第14条	事実確認	容器包装リサイクル法では、特定事業者による指定法人との再商品化契約について契約方法や支払い方法に関し債務の履行期限を除いて法令上制限は設けておりません。	
260818017	26年5月16日	26年6月24日	26年8月18日	容器包装リサイクル法の見直しについて(ペットボトルの再商品化の対象外として認めてほしい)	ペットボトルのリサイクル率が85.8%(2011年度)に達成している状況から、ペットボトルについて段ボールやアルミ缶、飲料系統パックなどと同等に容器包装リサイクル法の対象から除外していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省 環境省	容器包装リサイクル法第2条第6項に基づき、特定事業者の再商品化義務の対象となる分別基準適合物が定義されており、その中から有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をすることがない物として主務省令で定める物は除外されています。 容器包装リサイクル法施行規則第3条において、法第2条第6項の主務省令で定める物は、主として紙製の容器包装に係る物、主としてアルミニウム製の容器包装に係る物、主として段ボール製の容器包装に係る物及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)に係る物と定められています。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項	事実確認	容器包装リサイクル法第2条第6項に基づき主務省令で定めるか否かの判断は、同様に「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をすることがない物として」と規定されていることとあり、リサイクル率だけで判断できるものではありません。	
260818018	26年5月16日	26年6月24日	26年8月18日	容器包装リサイクル法の見直しについて(ペットボトルを産業廃棄物として認めてほしい)	再生利用が確実に担保されていることを条件として、段ボールやアルミ缶などと同様に「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なしていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	産業物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項	現行制度下で対応可能	再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物又は都道府県知事が認めた産業廃棄物については、市町村長又は都道府県知事の指定により廃棄物処理業の許可を不要とする制度が既に設けられており、都府県知事の再生利用が確実に担保されている、ペットボトルについては当該制度の利用を御検討ください。		
260919006	26年7月14日	26年8月13日	26年9月19日	土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	【具体的な提案内容】 企業に新たな負担を生じさせ、設備投資等に対する悪影響や競争力の低下を招き、早急に対応がなされないと企業の海外流出も懸念されることから、コンビナート内など人の健康被害に影響のない地域においては、事業者等の意見を聴きながら、閣議決定を踏まえ一層の負担軽減を早急に図ること。【現状と課題】 改正土壌汚染対策法の施行については、健康被害の防止の観点から、自然的原因による汚染土壌を区別する理由がないとの趣旨であることは理解できるが、今回の規制対象の追加は、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など関係企業に新たな負担を強いものである。 土壌汚染対策法の改正に係るような問題は、環境省においては土壌汚染対策法施行規則を改正する環境省令の施行により自然的原因による汚染土壌に係る土地の取扱いについて人為的原因によるものを区別する特別を創設し、緩和措置を講じたが、埋立地域に立地する企業にとって十分な負担軽減措置となっていない状況である。 こうした中、平成23年7月に「規制・制度改革に係る追加方針」として「自然的原因による汚染土壌と区別した負担軽減措置を講ずること」、また、「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」が閣議決定されたことであるが、その後、平成24年9月に環境省が「事務連絡」を「措置区域等内における汚染土壌の移動等について、が発出されたことにより、埋立地域に立地する企業にとって全く負担軽減措置となっていない。	千葉県	環境省	埋立地域の緩和措置として、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、形質変更時届出区域(健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない)のうち公有水面立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、埋立地特別区域や埋立地管理区域を設定し、通常の形質変更時届出区域と区別して取り扱うこととした。	土壌汚染対策法施行規則第53条第2号、土壌汚染対策法施行規則第58条第4項、環境省告示第54号	その他	埋立地特別区域において土地の形質の変更を行う場合や埋立地管理区域において一定の施工方法に従い土地の形質の変更を行う場合には、もともと所与の汚染が広がっている土地であって、土壌汚染対策法に基づき第二溶出基準を超えるような高濃度の土壌汚染は想定されないことから、汚染土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられます。そのため、埋立地特別区域や埋立地管理区域に該当する土地にあっては、当該区域である旨が台帳記載事項とされ、当該区域内における土地の形質の変更の施工方法の基準を別に設ける等の負担軽減の措置を行っています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
261216058	26年10月14日	26年11月5日	26年12月16日	火力発電所をリプレースする際の環境影響評価手続の簡素化	(a)環境影響評価法第二条第2項では、アセス手続の対象を「環境影響の程度が著しいもの」となるおそれがある」としているが、同法施行令第一条の別表第一の五「(火)力発電所(新設を伴う変更の工事)の新設対象案件」において「第一号第一号(50KW以上、第二号第一号(1250KW以上15万KW未満)と単独に定めているだけで、火力発電所をリプレースする場合のような環境負荷が減少する場合のことを考慮していない。 (b)環境影響評価法(第二条第2項)では、アセス手続の対象を「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」とし、対象13事業が規定されているが、土地改変等による環境影響が限定的である火力発電所は、それら13事業以外の事業と比較しても環境負荷が同等以下であることは明らかである。以上のことから、動植物に関する著しい環境影響はないと考える。また、「工事車両の道路沿道環境」についても、これまでの実績から環境保全対策が確立されていることも踏まえて、著しい環境影響はないと考える。したがって、土地改変等による環境影響が限定的で環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、環境影響評価手続の全部を行わずともよいこととすべきである。しかし、仮に全ての環境影響評価手続を対象外にできないとしても、(1)取組手続については、環境負荷を低減させるものであり回避・低減すべき環境影響が追加的に生じない(重大な環境影響はない) (2)方法書手続については、環境省が作成している「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」において、調査・予測手続が明らかにされていることから、それらの手続を行う意義が乏しく、負担軽減も兼ねて調査・予測、評価、環境保全措置という一連の環境影響評価については、環境書及び評価書手続のみで対応できることからも、環境書及び方法書手続を対象外にすることで、事業者の負担軽減および環境負荷を低減させるような火力発電所の早期稼働が行えるよう改めて要望する。 (c)環境負荷が低減する設備の早期導入を促進し、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物排出量等の削減による環境負荷低減の早期実現を図ることが出来る。	電気事業連合会	環境省	環境影響評価法	対応不可	リプレースであってもその後約40年という長期間に渡り環境への負荷を与える施設であることに変わりはない。また、環境影響評価項目は動植物に限らず二酸化炭素や大気質その他の項目も総合的に勘案する必要がある。事業として対象とする時点においては、環境影響が減少する必要がある。このようなことがいかに対応できるか否かも含めて環境影響評価において確認することが必要と考えます。現に、リプレースの案件であっても、事業者から提示された時点では、著しい環境負荷が増大するおそれのあるものも見受けられます。なお、工事車両の道路沿道環境について、これまでの実績から環境保全対策が確立されているのにもかかわらず、工事車両の稼働等の還元は事業計画に十分に反映されるものあり、これを踏まえて予測、評価を行い適切な環境保全措置を環境影響評価手続の中で検討すべきと考えます。 また、前回の回答の通りになりますが、地域住民とのコミュニケーションが重要であることは当然のことですが、環境情報は、地域の住民に限らず、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等の広い範囲にわたって所有されているものであり、環境影響評価の意見聴取の目的は、それら地域の意見を限定しない有益な環境情報を手続の段階に応じて収集することにより十全な環境確保を確保するものです。 したがって、単に環境影響評価法の適用を除外する、又は配慮書・方法書手続を省略することは適切ではなく、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することで対応します。具体的には、火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚染物質の排出量及び排水排出量の増減が明らか、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内であること、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、環境省が作成している「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」について、を活用することで、例えば調査・予測手続に係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインについて、を活用することで、例えば環境影響評価法第10条の3、第53条第2号、環境省告示第54号		
270220043	26年10月31日	26年11月21日	27年2月20日	土壌汚染対策法に係る自然の原因による汚染土壌の取扱いの見直し(提案者:千葉県)	平成22年の改正土壌汚染対策法において、自然的原因の汚染土壌を法の規制対象に加えられましたが、その結果、臨海部の埋立地域に立地する企業は多くは、同法の基準を上回る自然的原因に起因するヒ素・フッ素が検出され、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など新たな負担が生じています。 このことについて、国では、平成23年7月22日に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」において、 1「自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じること」 2「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」 を方針決定されましたが、実際には、平成23年7月8日旅行の改正土壌汚染対策法施行規則(同日付の環境省告示を含む)と平成24年9月7日発出の環境省水・大気環境局「土壌環境課 事務連絡」(要措置区域等内における汚染土壌の移動等)に、留まっております。 埋立地域に立地する企業にとっでは、根本的な負担軽減措置とはなっていないと見受けられます。 千葉県コンピナートに立地する素材・エネルギー産業は、世界的な競争力において企業競争力や高付加価値製品への取組強化が課題となっており、コンピナートにおける新たな設備投資や生産活動の阻害要因となる自然的原因の汚染土壌に対する規制の改革を図ることが、臨海コンピナートの競争力を強化し、地域経済の活性化を図る上で重要となります。 ついては、平成23年7月22日に閣議決定された「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」に則り、自然的原因による汚染土壌の取扱いに係る事業者の根本的な負担軽減に向け、早急な見直しを求めます。	千葉県	環境省	土壌汚染対策法第3条、土壌汚染対策法施行規則第10条の3、第53条第2号	対応不可	平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会審「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前期)自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、搬出(別の場所に入れ使用)する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。」と整理されています。自然由来の汚染土壌についても、搬出等により人為的な土壌汚染の拡散の可能性がある場合、健康被害の防止の観点からは自然由来の汚染土壌と人為由来の汚染土壌とを区別する理由がないことから、基本的に人為由来と同様の対策が求められます。 御承知のとおり自然由来の調査については、適切な科学的な調査の観点から、自然由来の土壌汚染地における調査の特別を設けています。 また、自然由来特別区域に該当する土壌の区域内において土地の形質の変更を行う場合には、規則第53条第2号の基準を適用しないこととして負担軽減の措置を行っています。		
270220044	26年10月31日	26年11月21日	27年2月20日	土壌汚染対策法に係る自然の原因による汚染土壌の取扱いの見直し(提案者:「社」千葉県経済協議会)	我が国の経済・エネルギーを支える京葉臨海コンピナートは、千葉県全体の生産活動の約6割を占めるなど、地域経済や雇用の面において、重要な役割を果たしています。 一方、コンピナートを取り巻く環境は、グローバル競争の激化や製造業の海外シフトに伴う国内需要の縮小など厳しさを増しており、コンピナートの立地企業は、立地する地域での操業の継続を担い、グローバル競争に勝ち抜くための高付加価値製品の開発・製造や様々な経費削減策に取り組んでいるところです。 こうした中で、国では、平成22年の改正土壌汚染対策法の施行に合わせ、自然的原因の汚染土壌を法の対象とする解釈変更が行われましたが、海底埋立により造成されたコンピナート地域においては、同法の基準に適合しない微量の砒素、ふっ素が含まれるケースが見受けられ、同法の土壌調査等に要するコストや時間的ロス、汚染土壌の境外処分時のコストが立地企業の多大な負担となっています。 また、高度成長期に進出してきた立地企業の多くは、施設・設備の更新時期を迎えており、同法の規制が今後継続された場合、立地企業の新たな設備投資への意欲の減退や、コスト増に伴う価格競争力の低下などにより、京葉臨海コンピナートの立地優位性が失われ、それが地域経済にも波及する深刻な事態が懸念されます。 このため、コンピナートの競争力強化や地域経済の活性化を図る観点から、以下の負担軽減策について、提案します。 1 住宅地と隔離されている京葉臨海コンピナートの地域特性に鑑み、工業専用地域としての土地利用がなされている間は、当該地域を自然由来の汚染規制の対象から除外すること 2 対応不可の場合、海底土砂により造成された埋立地については、埋立地管理区域の土壌調査や土壌の形質変更時の施工方法を自然由来特別区域の特例なみに緩和又は地質の調査対象の対象を砒素、ふっ素に限定するなどの措置を講じること 3 海底土砂により造成された埋立地については、海洋汚染防止法に基づき海洋入処分を認めるなど、土壌処分に関する規制の例外を設けること	(「社」)千葉県経済協議会	環境省	土壌汚染対策法施行規則第58条第4項、第53条第2号、環境省告示第54号	対応不可	【1】について 平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会審「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前期)自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、搬出(別の場所に入れ使用)する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。」と整理されています。自然由来の汚染土壌についても、搬出等により人為的な土壌汚染の拡散の可能性がある場合、健康被害の防止の観点からは自然由来の汚染土壌と人為由来の汚染土壌とを区別する理由がないことから、基本的に人為由来と同様の対策が求められます。 なお、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、その状態が継続する期間に限り、土壌汚染対策法の適用を免除すること(法第53条第1項ただし書、第4項及び第5項)。 【2】について 等々地質的に同様な状態が汚染が広がらない自然由来と区別しない。埋立地については汚染が不均質に広がっていることが想定され、通常の土壌汚染状況調査の方法では汚染のおそれの把握が十分でない可能性があることから、規制適用の除外に際して調査を行うわけにはないこととしています。 埋立地管理区域は第二層汚染基準を超える高濃度の土壌汚染のおそれがあるため、土地の形質の変更に伴い帯水層に高濃度の汚染を拡散させない必要があり、埋立地管理区域の土地の形質の変更の施工方法の基準については、自然由来特別区域や埋立地特別区域と同様とするには困難です。 また、土壌調査の対象物質については、当該地域にどのような汚染が含まれているか不明であるため、地質調査により把握した情報により、調査対象地において土壌の汚染態様が土壌汚染基準又は埋立地汚染基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壌その他の採取及び測定対象としています。(規則第53条第2項) 【3】について 海洋汚染防止法により「水底土砂」(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))は海洋入処分が可能とされていますが、水底土砂を用いて埋立地として造成された後、その土壌汚染の基準に適合しない土壌は、海洋汚染防止法により「水底土砂」には該当しないため、海洋入処分は認められていません。埋立地として造成された土地は、特定有害物質による汚染の可能性もあることから、土壌汚染対策法に基づき、適正に土壌の調査、搬出等を実施する必要があります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220045	26年11月21日	27年1月14日	27年2月20日	小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドラインについて	<p>【提案事項】 「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン-自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ-」は、手続・内容の両面で問題があることから、次の内容を提案する。 法の運用指針や規制の類ではなく自治体や事業者が遵守すべき性格のものではないことの明確化 本文書のメインタイトルから、自治体や事業者に対する義務付けを想起させる「ガイドライン」の文言を削除するとともに「事例」の用語を用い、単に「事例集」であることの明示。これらについて、自治体及び事業者に対する周知・徹底 【具体的な内容】 環境省が本年10月3日に公表した「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン-自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ-」は、環境影響評価法の対象事業規模未満の小規模火力発電所を対象としている。 本文書は、行政手続法上の行政指導指針に該当すると思料されるにも関わらずパブリックコメントに付されていないこと、また、個別企業の独自技術であり、汎用性がなく採用困難と思われる技術や、達成困難な数値が記載されていることから、手続・内容の両面で問題がある。 したがって、本文書は、法の運用指針や規制の類ではなく自治体や事業者が遵守すべき性格のものではないことを明確化するとともに、メインタイトルについても、自治体や事業者に対する義務付けを想起させる「ガイドライン」の文言を削除し、「事例」の用語を用いることで、単に「事例集」であることを明示する必要がある。また、これらについて、「自治体及び事業者に対し周知・徹底する必要がある」。 【提案理由】本文書は、以下の諸問題を内包しているため、本提案を提出するものである。 <手続面の問題> (a)法の運用指針や規制の類であり自治体や事業者が遵守すべき性格のものであるとの誤解を生じさせる可能性 本文書は、メインタイトル中に「ガイドライン」の名称が使用され、本文中に用いられている略称も、「本ガイドライン」とされていることから、本文書が法の運用指針や規制の類であり自治体や事業者が遵守すべき性格のものであると解釈する可能性が極めて高い。また、本文書の中には、「環境配慮がさらに行われることを期待」、「活用状況を把握」、「今後の対応を検討」という記述もあり、このような記述は事実上の拘束性を想起させかねない。 (b)行政手続法に則った手続が踏まれていない 行政手続法第39条では、命令等制定権限は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案について、広く一般の意見を求めなければならないとされている。本文書は、同法上の「命令等」のうち「行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれら行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。)」に該当すると見られることから、パブリックコメントに付すことが適切であったと考えられる。しかし、本文書の策定過程においては、パブリックコメントの手続は踏まれていない。 <内容面での問題> (c)達成困難な数値の記載等 本文書では、例えば、「バージョン目などに」脱炭99%以上、という数値があるが、これは、我が国の最先端火力発電所においても達成困難と考えられる数値であり、先進事例とも言えども、このような記述をするのは不適当と言わざるを得ない。また、一部企業の独自技術を記載したと思われる箇所が散見されるが、このような技術は、必ずしも他者に展開できるものではなく、仮に、事業者に対して一律に求められても対応できないものである。 <これを踏まえた具体的な影響> (d)地方自治体の環境アセス等に対する影響 本文書では、「地方公共団体の環境部局において発電事業者等から環境配慮についての助言を求められた際の参考としていただくことなどにより、小規模火力発電所における環境配慮がさらに行われることを期待」とされている。こうした記述からも、自治体担当者に対する事実上の拘束性を想起させ、「ガイドライン」に沿った対応を事業者に求める懸念が強い。また、仮に本文書を踏まえた条例制定等がなされるとすれば、上述の通り、手続・内容の両面で問題がある文書に基づいて、実際の法的拘束力を有する規制がなされることとなる。 (e)事業者への影響 本文書が発出されることにより、小規模火力発電所の建設に対して時間を要するとともに、過剰なスペックを求められることになれば、小規模火力発電所の建設を断念する事業者が跳出し、投資の減退については日本経済の停滞に繋がる懸念がある。 (f)電力供給力への影響 電力需給が逼迫する中、適切な電源の立地が阻害される可能性がある。</p>	環境省	規制に該当する制度は特段存在しません。 「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン-自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ-」を平成26年10月3日に公表。	該当無し	事実承認	「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン-自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ-」については、記載のとおり先進事例をとりまとめた事例集の性格のものであり、このため、本ホットラインの対象となる規制ではありません。環境影響評価法の運用指針や規制ではなく、また自治体や事業者が遵守しなければならない性格のものではありません。 その旨は公表時点から明らかにしています。これまでも「小規模火力発電に係る環境保全対策セミナー」(平成26年11月21日)や「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドラインに関するフォローアップ検討会」(第1回:平成26年12月26日)を開催して事業者に周知を図ったほか、自治体に対しても環境影響評価担当者との会議等の場において明確に伝達する等、各所で周知を図り、参考として御活用いただくことを期待しています。 技術的側面については上記検討会等での指摘を踏まえて今後改訂等を検討してまいります。	
270220062	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	風力・地熱発電における環境アセスメント手続迅速化	風力・地熱発電における環境アセスメント手続を迅速化すべきである。その一環として、以下の見直しを求める。 ・他サイトでの既存データを国でデータベース化し、過去の調査結果と重複する箇所は調査を不要とする。 ・調査結果の善悪を、国及び自治体が合同若しくは並行して実施し、住民への説明、縦覧及び意見募集を並行して実施する。 <規制の現状> 現状の環境影響評価法に則る手続きの具体的な流れは、事業者側で方法書作成(公告・縦覧(地域の各方々の意見・行政(県・経産省・環境省)の意見)・審査(調査・予測・評価)準備書の提出(公告・縦覧、説明会の開催(地域の各方々の意見・行政(県・経産省・環境省)の意見)・審査)審査書の提出(公告・縦覧)である。 <要望理由> 上記およびにおいて、他サイトの過去の調査と重複する調査が求められる場合があり、非効率となっている。そこで、例えば、過去の調査結果をデータベース化し、行政がそれらを参照して判断・意見できるようにし、重複調査を回避すべきである。 さらに、の住民への説明、縦覧及び意見募集を並行して実施することや、の審査を、国および自治体が合同もしくは並行して実施することも可能であると考えられるので、これらを認めるべきである。 <要望が実現した場合の効果> 調査開始から事業開始までの手続の迅速化、行政効率の向上が図られる。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	環境影響評価法及び電気事業法に基づき、出力が1万kW以上又は7500kW以上で環境影響評価が必要とされた風力発電所及び地熱発電所の設置の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般に、関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法	現行制度下で対応可能	風力発電及び地熱発電については、環境省においては全国の既存情報について環境基礎情報を収集するとともに、早期立地の適地と考えられる地域で既存情報等が確認できていない地区をモデル地区として選定して環境基礎情報を調査・収集し、これらをデータベースとして整備する「風力発電に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」を行っているところであり、こうしたデータを御活用いただくこと、調査の重複を避けることができると考えています。 また、経済産業省においては平成26年度から実施している環境アセスメント調査早期実施実証事業を実施しており、実証事業により得られた環境情報等について、他の事業者等も活用することが可能となるよう、環境省と連携しつつ、これをデータベース化するとしています。 審査につきましても、環境影響評価の迅速化の観点から、審査期間の短縮に係る取組を行っており、既に国と自治体の審査を並行して行う等の取組を行っております。 また、法令上、事業者は縦覧期間内に住民説明会を開催することとされており、既に住民への説明と縦覧及び意見募集は並行して行われております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270220063	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	省工本法、温暖化防止条例に基づき届出の一元化の推進	事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求め、事業者負担の軽減に対する配慮や既存の法体系との整合性確保に関し、その後の各地方自治体の対応を把握するとともに、文書の様式や記載項目の統一、提出先の一元化に向け、必要な措置を講じるべきである 【提案理由】省工本法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期的報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。また、各地方自治体も地球温暖化対策等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けているところであるが、整合性の確保や事業者負担の軽減に関し、関係自治体における対応状況や両省において把握するとともに、対応がない場合は自治体への要請を強化すべきである。さらに、両省が主導して、報告項目や報告資料は必要最小限としつつ、報告の様式や事項、算定方法、排出係数等を統一して、提出先の一元化まで講じるべきである。 【提案理由】エネルギー使用量、温室効果ガス排出量等に関し、省工本法と地球温暖化対策条例において、ほぼ同様な報告が求められているにもかかわらず、報告の様式や事項、算定方法、排出係数などが統一されていないため、府県を越えて広域で事業活動を展開している事業者は大きな事務負担を強いられる。報告内容の様式その他を統一し、提出先も一元化(例えば国に対して)すれば、事業者の負担軽減になるとともに、報告を受ける行政にとっても効率化につながると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省工本法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。 一方、地球温暖化対策等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネルギー使用の合理化に関する法律(省工本法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	検討を予定	昨年6月、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求め、その後、地方自治体へアンケート調査を実施し、各地方自治体の対応の把握に努めているところで、 また、条例に基づき(報告制度は地方自治法に基づき自治事務として制定されていることから、省工本法に基づき(報告と条例に基づき(報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例の制定又は改正を行うとする自治体に対して、アンケート結果や意見交換も踏まえつつ、可能な範囲で省工本法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。さらに、温室効果ガス排出量の報告及び集計結果の公表については、電子報告システムを導入することし、事業者の負担軽減の観点から複数省庁への一括提出等を可能とするとも、行政の効率化による早期公表の実現を図ることとしています。	
270220072	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	省工本法、地球温暖化対策条例に基づく届出の一元化の推進	【提案の具体的内容】経済産業省と環境省の連名での事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日)が地球温暖化対策条例関係自治体向けに発出されたところであるが、整合性の確保や事業者負担の軽減に関し、関係自治体における対応状況や両省において把握するとともに、対応がない場合は自治体への要請を強化すべきである。さらに、両省が主導して、報告項目や報告資料は必要最小限としつつ、報告の様式や事項、算定方法、排出係数等を統一して、提出先の一元化まで講じるべきである。 【提案理由】エネルギー使用量、温室効果ガス排出量等に関し、省工本法と地球温暖化対策条例において、ほぼ同様な報告が求められているにもかかわらず、報告の様式や事項、算定方法、排出係数などが統一されていないため、府県を越えて広域で事業活動を展開している事業者は大きな事務負担を強いられる。報告内容の様式その他を統一し、提出先も一元化(例えば国に対して)すれば、事業者の負担軽減になるとともに、報告を受ける行政にとっても効率化につながると考えられる。	(公社)関西経済連合会	経済産業省 環境省	省工本法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。 一方、地球温暖化対策等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネルギー使用の合理化に関する法律(省工本法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	検討を予定	昨年6月、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求め、その後、地方自治体へアンケート調査を実施し、各地方自治体の対応の把握に努めているところで、 また、条例に基づき(報告制度は地方自治法に基づき自治事務として制定されていることから、省工本法に基づき(報告と条例に基づき(報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例の制定又は改正を行うとする自治体に対して、アンケート結果や意見交換も踏まえつつ、可能な範囲で省工本法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。さらに、温室効果ガス排出量の報告及び集計結果の公表については、電子報告システムを導入することし、事業者の負担軽減の観点から複数省庁への一括提出等を可能とするとも、行政の効率化による早期公表の実現を図ることとしています。	
270313009	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の流通手続き時における監視強化	【提案内容】無許可解体業者等による盗難車の不正輸出の防止を図るため、中古自動車を部品に解体し、輸出する際の通関手続時に、輸出申告者が自動車リサイクル法に基づきマニフェストを税関に提示するといった新港港の取り組みを、全国的に拡大するよう要望する。 【理由】自動車は一旦部品に解体されてしまうと、その部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、現状、盗難車は大半が解体され、中古自動車部品として不正に輸出されている。不正輸出防止に向け、新港港では自動車リサイクルシステムを活用した独自の取り組みが行われている。関係省庁が協力し、新港港の取り組みを全国的に拡大するよう要望する。本件は、平成25年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討項目とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。	(一社)日本損害保険協会	警察庁 財務省 経済産業省 環境省	現在、新港港では、解体自動車(いわゆる廃車ガラ)を輸出する場合において、当該解体自動車車が自動車リサイクル法で認められた全部利用であることを証明することを目的として、電子マニフェストの添付を求める取組を行っている。この取組は、自治体を中心となつて関係事業者、経済産業省、環境省、警察及び税関の協力を得て、自動車リサイクル制度に関する電子マニフェストを利用して不適正な解体自動車の輸出を監視するものであり、この取組に関心をもち、関係省より、この取組はあくまでも自動車リサイクル法に基づき適正な解体自動車の輸出であることを確認するものであることから、盗難車から取り外された中古部品の不正輸出の防止には不十分であるという指摘がある。また、この取組自体について、電子マニフェストの有効性を含めた取組の実効性を十分に検証すべきとの指摘や、一部の地域における取組のみでは不適正事業者の他地域に流るだけにとどまり不適正事業者の解消には至らないという指摘があるため、引き続き動向を注視してまいります。	検討に着手			
270313013	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	石綿建材を使用した建築物等の解体工事時に係る届出の合理化	石綿障害予防規則に基づく届出と大気汚染防止法に基づく届出に関する統一様式を策定し、同様式に則った届出を共通(またはどちらか)の窓口へ提出すれば足りることとするべきである。 【提案理由】建築物等の解体工事時には、石綿障害予防規則に基づく届出を労働基準監督署、大気汚染防止法に基づく届出を地方自治体に提出することが求められている。いずれの届出においても、工事の概要や期間、作業者の氏名や所在地等を記載することが求められており、類似の内容について複数の行政機関に届け出なければならないこととなっている。 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(平成25年2月20日、中環審第704号)」では「関係する各制度が連動して働く仕組みとすることが望まれる。具体的には、都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく届出の共有を図るよう、関係各省と連動して都道府県等に要請することが有効と考えられる。」と指摘されている。こうした指摘も踏まえ、両法を満たす統一様式を定め、共通の窓口へ提出することとすることとするべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 環境省	労働安全衛生法第88条第3項の規定により、事業者は、建設業等に関する事業の仕事で一定のもの(耐火建築物等、石綿等が吹き付けられているもの)における石綿等の除去の作業を行う(仕事等)を開始しようとするときは、その計画を当該仕事を開始の日14日前までに所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。また、石綿障害予防規則第5条の規定により、事業者は、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が取り付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業や、石綿等の封じ込み又は封じ込みの作業を行うときは、あらかじめ、所定の様式により届出を当該作業に係る建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。(ただし、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出をする場合においては、適用されません。) 一方、大気汚染防止法第18条の15の規定により、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業)を行う建設工事の発注者又は自主施工業者は、所定の様式による届出書により、作業の方法等を当該作業の開始の日14日前までに都道府県等に届出をしなければならないこととされています。 平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により、特定粉じん排出等作業を行う建設工事の実施の届出義務者が、解体等工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更されました。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第3項 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第5条 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15	対応不可	労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は労働者の石綿ばく露防止を、大気汚染防止法に基づく届出は一般大気環境への石綿飛散防止をその趣旨としており、届出様式についても、各法令の趣旨に則ってそれぞれ確認すべき必要最低限の情報の範囲が異なるため、様式を統一することは困難です。 また、届出の窓口についても、単に受理するのみではなく、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は労働者の石綿ばく露防止の観点から労働基準監督署が、また、大気汚染防止法に基づく届出は一般大気環境への石綿飛散防止の観点から自治体環境部局が、それぞれ適切な対策が計画されているか確認し、不十分な場合には必要な指導を行うものであり、審査を行う旨や審査の内容も異なりなす。したがって、共通はいずれかの窓口のみにおいて一括して受理することも困難です。 なお、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出の義務対象者が工事を施工する事業者である。平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により大気汚染防止法に基づく届出の義務対象者は主に解体等工事の発注者に変更されており、多くの場合、2つの届出は異なる義務対象者によって行われるものです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270313014	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	大気汚染防止法で定める事前調査対象の見直し	作業時に特定粉じんが発生しない電磁接触機や蛍光灯等の取替えについては、大気汚染防止法上の特定工事に該当しないことが明らかな建設工事に含めるべきである。 【提案理由】大気汚染防止法では、「建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)」の受注者は、「当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行う」こと、「当該解体等工事が特定工事に該当するとき」は、「特定粉じん排出等作業の種類」、「特定粉じん排出等作業の期間」、「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積」、「特定粉じん排出等作業の方法」等について、書面に記載して説明することが義務付けられている。 同法施行規則では「特定工事に該当しないことが明らかな建設工事」が挙げられているが、作業時に特定粉じんが発生しない電磁接触機や蛍光灯等の取替えは含まれていない。このため、特定粉じんが発生しない作業を行うために、特定粉じんが発生する作業と同等の煩雑な事前調査を実施することが求められている。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	大気汚染防止法第18条の17の規定により、建築物等を解体し、改造し、補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)の受注者は、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、書面を交付して説明する必要があります。また、特定工事に該当しないことが明らかな建設工事については、大気汚染防止法施行規則第16条の5に以下のとおり規定しています。 ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの(建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等(平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの	・大気汚染防止法第18条の15 ・大気汚染防止法施行規則第16条の5	現行制度下で対応可能	建築物等の解体・改造・補修作業を伴わない単なる蛍光灯の取替えのような作業は、大気汚染防止法第18条の17に基づき事前調査の対象外です。 建築物等の解体・改造・補修作業を伴う建設工事の場合は、特定粉じんの発生・飛散が否定できないことから、特定工事に該当するか否かの調査を実施する必要があります。 なお、この場合の調査は、目視、設計図書等により調査する方法も含まれています。	
270313015	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	国立・国定公園における地熱開発規制の緩和	国立・国定公園における地熱開発を行う際、第2種および第3種特別地域から特別保護地区及び第1種特別地域への傾斜掘削を認めるべきである。 【提案理由】我が国の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は制限されている。具体的には、第2種特別地域(農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域)、第3種特別地域(通常の農林漁業活動については規制のかからない地域)、普通地域(風景の保護を図る地域)での地熱開発は、一定の条件を満たすものしか認められていない。また、特別保護地区(特につくられた自然景観・原始状態を保持している地区)および第1種特別地域(現在の景観を極力保護することが必要な地域)にいたっては、全面的に禁止されている。傾斜掘削も禁止されており、その理由も明確になっていない。 そこで、国立・国定公園における地熱開発を行う際、第2種及び第3種特別地域から特別保護地区および第1種特別地域への傾斜掘削について、特別保護地区及び第1種特別地域の地表への影響がなく、また地下水の水源の保全等に大きな悪影響を及ぼさないもの限り、個別に判断して認めることができるようにすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	国立・国定公園の特別地域内において地熱開発を行う際は、開発段階に応じて、工作物の設置や土石の採取等の行為の許可を得る必要があります。また、地中の掘削を行う行為は土石の採取にあたりません。 国立・国定公園における地熱開発については、平成24年2月27日に通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(環自国発第120327001号環境省自然環境局長通知)により規制を緩和し、第2種特別地域及び第3種特別地域から地中部への傾斜掘削を認めることとしたほか、自然環境と調和した優良事例と判断される場合には、地表面についても個別に開発が認められることとした。特別保護地区及び第1種特別地域については、区域外からの傾斜掘削も含め認められないこととしています。	自然公園法第20条、第21条	その他	国立・国定公園内における地熱開発については、開発推進の立場や自然環境保全の立場など様々な意見があることから、平成23年に検討会を設置して議論がなされ、その結果として平成24年3月27日に通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(環自国発第120327001号環境省自然環境局長通知)により規制を緩和し、第2種特別地域及び第3種特別地域について、公園区域外又は普通地域から地中部への傾斜掘削を認めることとしたほか、自然環境と調和した優良事例と判断される場合には、地表面についても個別に開発が認められることとした。よって、地熱開発に係る必要な規制緩和は措置済みであると考えられます。この検討の中で、事業者、有識者も含めた検討会や自然保護関係者の意見聴取等を重ね、特別保護地区及び第1種特別地域については、区域外からの傾斜掘削も含め認められないことを確認しているものです。 平成24年の通知により、第2種及び第3種特別地域における新たな調査・検討が各地で進んでおり、国立・国定公園内における自然環境と調和した優良事例の形成の考え方について、少しずつ知見が集積されてきていますが、いずれも緒に着いたところで、今後順次、掘削調査の段階や発電所建設の段階に進んでいけるものであり、地熱開発に係る地中部の掘削による地表への影響等については、科学的解明が難しく、特別保護地区及び第1種特別地域はもとより、第2種及び第3種特別地域においても知見が十分ではないことから、引き続き検証が必要です。 なお、第2種及び第3種特別地域については、真に自然環境と調和した事業が円滑に進められるよう、環境省としても国立・国定公園内における取扱いの考え方を明確化し、事業者にとって有益な知見を提供するための検討を進めることとしています。	